入　札　公　告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和８年（2026年）３月１６日

下関市長　前田　晋太郎

記

１．業　務　名　　下関市一般廃棄物（可燃ごみ）処分業務

２．業務場所　　処分業務受託者の処理施設、最終処分場又は再利用先

３．業務内容　　一般廃棄物（可燃ごみ）の処分業務
別紙１仕様書のとおり。また、業務にあたり、別紙２特記仕様書（環境編簡易）及び別紙３下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を遵守すること。

４．業務期間　　契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

５．契約方法　　条件付き一般競争入札
（単価契約：1トン当たりの処理単価）

６．入札参加条件
（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）この公告の日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（３）「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿」の「廃棄物処理(収集・運搬・処分等)」のうち「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」に登録があること。

（４）過去１０年の間に国又は地方公共団体その他公共団体が発注する一般廃棄物（可燃ごみ）の処分業務を元請（共同企業体の代表も可）として受託し、完了した実績を複数有すること。

（５）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可を有し、かつ本業務履行期間に本業務専用として 1,960t の可燃ごみ処理が可能であること。

（６）入札参加に係る一般廃棄物処理施設（積替え保管場所を含む）の位置及び条件は、次の①又は②を満たすこと。

①一般廃棄物処理施設（積替え保管場所を含む）の廃棄物積み下ろし場所へ大型アームロール車（最大積載量１０ｔ積載可能コンテナ使用）で入場可能であること。また、奥山工場から一般廃棄物処理施設（積替え保管場所を含む）までの運搬を、大型アームロール車（最大積載量１０ｔ積載可能コンテナ使用）の場合で、１日（実運転８時間計算）で、２往復可能である一般廃棄物処理施設（積替え保管場所を含む）の位置であること。

なお、運搬時間は午前８時から午後５時までを基本とし、運搬道路は大型車両が通行可能であること。

②一般廃棄物処理施設（積替え保管場所を含む）の廃棄物積み下ろし場所へ大型アームロール車（最大積載量１０ｔ積載可能コンテナ使用）に牽引車（最大積載量１０ｔ積載可能コンテナ使用）を連結したフルトレーラーで入場可能であり、トレラーを切り離す場所が確保されていること。また、奥山工場から一般廃棄物処理施設（積替え保管場所を含む）までの運搬を、大型アームロール車（最大積載量１

０ｔ積載可能コンテナ使用）に牽引車（最大積載量１０ｔ積載可能コンテナ使用）を連結したフルトレーラーの場合で、１日（実運転８時間計算）で、１往復可能である一般廃棄物処理施設（積替え保管場所を含む）の位置であること。

なお、運搬時間は午前８時から午後５時までを基本とし、運搬道路は大型車両（フルトレーラー）が通行可能であること。

（７）大型アームロール車（最大積載量１０ｔ積載可能コンテナ使用）及び牽引車（最大積載量１０ｔ積載可能コンテナ使用）の計量が可能であり計量法に基づく計量証明書が発行できる計量器を設置していること。

【参考】上記（６）及び（７）記載の、最大積載量１０ｔ積載可能コンテナへの一般廃棄物（可燃ごみ）の積載重量は、6.5～8.0ｔ程度を想定している。

７．申請方法

（１）申請書の提出方法

様式第１号「入札参加資格確認申請書」に、別紙４「提出書類一覧表」に示す書類を必要に応じて添付し、下関市環境部環境施設課奥山工場（以下、「奥山工場」という。）（郵便番号 751-0881 下関市大字井田字桑木 10378 番地　下関市環境部奥山工場３階市事務室）に提出のこと。

郵送による提出の場合は「一般書留」及び「簡易書留」等発送事実を証することができる方法による場合に限り受け付けるが、（３）申請書提出期限内に必着のこと。なお、各様式については、下関市ホームページ掲載の当該業務に関する公告からのダウンロード、又は奥山工場の窓口で入手すること。

（２）審査の結果

審査の結果は、様式第２号「入札参加資格確認通知書」で通知する。

※入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日

の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を奥山工場に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

（３）申請書提出期限

令和 8 年 3 月 23 日（月）17 時 00 分

８．入札に必要な書類の交付場所及び申請書提出場所

〒751-0881

下関市大字井田字桑木 10378 番地

下関市環境部奥山工場　３階　市役所事務所

９．契約条項を示す場所及び日時

（１）場所

下関市環境部奥山工場及び下関市ホームページ

（２）日時

令和 8 年 3 月 16 日（月）9 時 00 から

令和 8 年 3 月 30 日（月）14 時 00 分まで

１０．質問の方法

本業務入札に関する質問は、電子メールにより提出すること。

（電子メール）okuyamak@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

質問の受付期限は、令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時までとする。

質問の回答は、速やかに質問提出者のみに回答する。ただし、必要と認められる場合、当該質問及び回答を全ての入札参加資格確認申請者に供覧する。

１１．入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

１２．入札日時等

（１）入札日時　令和 8 年 3 月 30 日（月）14 時 00 分

（２）入札場所　下関市環境部奥山工場　３階　研修室

１３．入札方法

（１）入札は、入札書（様式第３号）を使用すること。

（２）入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載すること。

（３）代理人による入札者については、委任状（様式第４号）を入札前に提出すること。

（４）開札をした場合で、契約規則第９条第１号の規定により定めた予定価格以下の価格の入札がないときは、初回の入札の継続として、予定価格に達するまで、２回（初回入札を含め３回）を限度に再度入札を行う。よって、入札参加者は、再度入札に応札する場合、入札書（様式第３号）を準備すること。

（５）郵便による入札書の提出は受け付けない。

１４．開札及び落札者の決定

（１）開札は、入札後ただちに入札者の面前で行う。

（２）落札者の決定

下関市の予定価格以下の入札金額のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価の入札者が２者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

１５．入札の無効

（１）入札に参加する資格を有しない者のした入札

（２）納付が必要な入札保証金の納付がない者又は入札保証金が不足する者がした入札

（３）金額を訂正した入札書によるもの。

（４）入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。

（５）入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。

（６）無権代理人又は１人で２人以上の代理をした者がしたもの。

（７）虚偽の申請を行った者のしたもの。

（８）競争に際し、不当に金額を引き上げる目的で、明らかに連合したと認められるもの。
（９）入札書を封筒に２枚以上入れたもの。
（１０）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。
（１１）その他競争入札に関する公告等に掲げる条件に違反したもの。

１６．その他
（１）入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
（２）落札者が、契約までに入札参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
（３）入札参加資格確認申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。
（４）この入札において得た入札参加資格は、この公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。
（５）入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。
（６）開札後において、入札参加者全ての入札金額を公開できるものとする。

１７．問合せ先
下関市環境部環境施設課奥山工場
（所在地）下関市大字井田字桑木 10378 番地
（ＴＥＬ）083-256-5389
（ＦＡＸ）083-256-5634
（担当）　嶋田